

農業会議だより

第30号(令和3年3月) 発行：一般社団法人佐賀県農業会議

1. 吉野ヶ里町農業委員会における取り組みについて
2. 【農業委員会組織情報】5年後見直し調査、農地情報公開システム関係
3. 農地利用最適化推進委員研修会について
4. 農業委員会女性委員研修会を開催
5. 「農の雇用事業」令和3年度第1回募集開始
6. 担い手確保・育成に向けた農地中間管理機構の活用について〔農業公社〕
7. 農業者年金の加入推進
8. 全国農業新聞の普及推進について／全国農業図書の紹介
9. 常設審議委員会の結果（1・2月）／10. 行事予定

1. 吉野ヶ里町における農業委員会活動の紹介

【農業委員会の体制】（平成31年4月1日～令和4年3月31日）

◇農業委員 11人、農地利用最適化推進委員 8人

1 吉野ヶ里町の特色

吉野ヶ里町は、脊振山地と佐賀平野の2地域からなり、緑豊かな自然環境や、吉野ヶ里歴史公園をはじめ、数多くの歴史文化資源に恵まれています。

また、吉野ヶ里町の農業は、水田農業を中心にいちご・アスパラの施設野菜、キャベツ等の露地野菜が盛んに栽培されています。

2 農業委員会活動の概要

耕作者がリタイア等で不在になった農地が発生した場合地区の話し合いに参加し、情報交換等を行い新たな担い手を掘起し、直接自宅へ出向くなど農地の利用調整を行っています。また、農業委員・農地利用最適化推進委員を地区ごとに班編成し、利用状況調査を行い、遊休農地があった場合は所有者への働きかけや違反転用の指導も併せて行っています。



利用状況調査の様子

3 活動の成果

(1) 担い手への農地集積率

78.2%（集積面積：688ha÷耕地面積：880ha）

(2) 遊休農地率

0.02%（遊休農地面積：0.17ha÷農地面積：880ha）

(3) 農業者年金加入者数

今年度 1名

2.【農業委員会組織情報】

★「農業委員会法 5 年後見直し」について

調査

平成 2 8 年度の改正農業委員会法施行から 5 年目を迎え、改正により農業委員会の活動や運営の課題を改善していくことを目的に調査を実施。

調査結果は、農業委員会組織に公表するほか、「農業委員会法改正の 5 年後見直し」の検討で国等との意見交換の際の資料として活用。

調査集計

各農業委員会には昨年 1 0 ～ 1 2 月にかけて調査に協力を依頼。調査結果をもとに、全国農業会議所が集計データを作成。2 月に各農業委員会に送付。

5 年後見直しにあたって

これまでの農地利用の取り組みと併せ、「人・農地プラン」を踏まえた実行による農地利用最適化の成果と貢献度を確実なものとする新たな段階に進める。

「これからの農地利用最適化」の取り組み

取り組みの一つとして、利用意向調査を徹底

・農地中間事業の運用改善と利用意向調査の集計ソフト並びにタブレット端末等の開発・導入を前提に、調査を徹底する。

★農地情報公開システム／タブレット端末の導入について

○令和 3 年度に農地情報公開システムとデジタル地図の連携のための改修を予定

○タブレット端末の導入

希望があった農業委員会への貸し出し

用途

①農業委員会総会の W E B 開催

②委員研修の W E B 開催

③紙媒体に代わる総会議案や研修資料

●令和 4 年度以降・・・意向把握調査、利用状況調査等

※タブレット端末導入の概要等は今後変更される場合があります。

3. 「農地利用最適化推進委員研修会」を開催 ～推進委員としての現場活動の役割を再確認～

農業会議(坂井邦夫会長)は、農地利用最適化活動のより一層の強化を図るため、2月17日に小城市ドゥイング三日月において「令和2年度農地利用最適化推進委員研修会」を開き、2市町による事例報告と、農業会議担当者より推進委員の役割について講演。推進委員ら約120名が参加しました。

研修では、上峰町農業委員会の石橋信推進委員(堤地区)と神崎市農業委員会の山口秀利事務局長から、推進委員の現場活動や最適化活動の取り組みについて事例報告をいただきました。

上峰町では、委員が地区を回り、農家にアンケートを実施し、将来の農地の意向などを把握した後、事務局が農地情報公開システムを活用し、耕作者ごとに色分けした地図を作成。石橋委員は、「地区の現状と将来を見える化し、人・農地プランの話合いでコーディネーターとして役割を担いたい」と話されました。



神崎市では、市内を13の活動班に分けて農業委員と推進委員の共同活動を進め、定期的かつ計画的な農地パトロールや遊休農地の情報共有と解消などの推進活動を展開。定期的に委員合同研修会を開き、委員同士の連携強化を図られています。

参加者からは、推進委員としての活動を再確認するとともに「農地集積・集約化による農地の有効利用の推進に努めたい」「遊休農地の発生防止のためには、作れるうちに担い手への利用調整が大切」「将来の地域農業を見据えて話し合いを進めていきたい」などの声が聞かれました。



4. 農業委員会女性委員研修会を開催

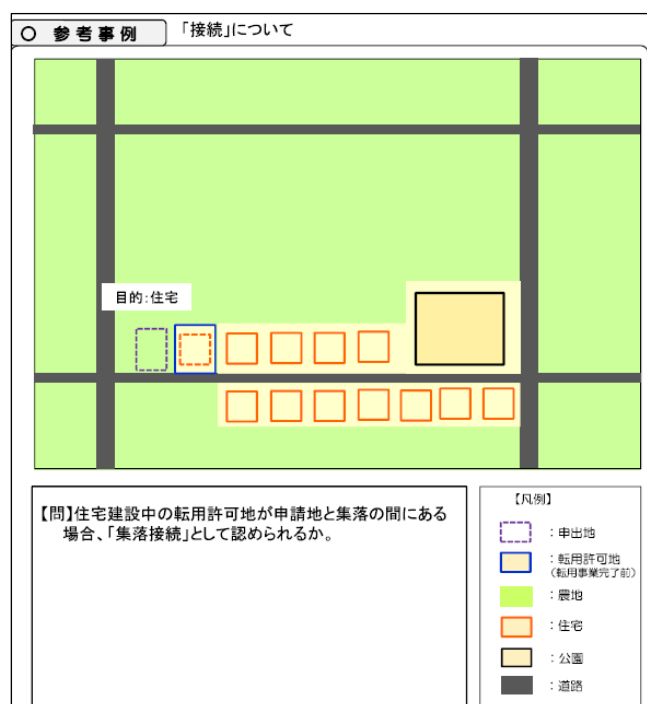
県農業委員会女性協議会（岩橋久美会長）は、農業会議と共催で、2月25日に「農業委員会女性委員研修会」を開き、会員ら27名が参加しました。

研修は、午前と午後の2部構成。参加者全員が発言できるMFA型研修で進め、和気あいあいとした雰囲気で行われました。



前段は、農地転用許可についての演習。農業会議から許可制度について説明があったあと、各班で協力しながら「10畝以上の規模の一団の農地」「既存施設の拡張」の取り扱いや第三種農地の取り扱いについての問題を解き、農業会議が解説を行いました。

後段は、「女性委員としての役割は？」と題して、各班で意見交換、情報交換をしながらアイデアをまとめました。



委員として普段思っていること、困っていること、やってみたいことなどを付箋に書き出し、その付箋に対してアイデアを出し合い、農業委員会や女性委員として出来る役割を班のアイデアとして発表。



委員からは「グループワーク形式で問題を解いた方がすごく分かりやすい」「他市町の委員との意見交換や発表を通じて、今後の活動の参考になった」「またこの形式で研修会を開いてほしい」との声が聞かれました。



5. 「農の雇用事業」 令和3年度第1回募集のご案内

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」の参加者を募集します。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、募集期日までに農業会議に必要な申請書類を提出してください。

助成内容

【助成額】年間最大120万円（研修生が多様な人材の場合は年間150万円）
（新法人設立支援タイプの3年目以降は年間最大60万円）

＜内訳＞①新規就業者に対する研修費 **月額最大97,000円**

（研修生が多様な人材の場合は、月額最大122,000円）

（新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円）

②指導者研修費 **年間最大120,000円**

指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

（研修生が多様な人材の場合は、年間最大420,000円）

（新法人設立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大6万円）

（注）研修期間が3ヶ月未満の場合は助成金は交付されません。
（注）研修実施経費の一部を支援するものであり、経営資金や賃金の補助を目的とした事業ではありません。

募集期間等

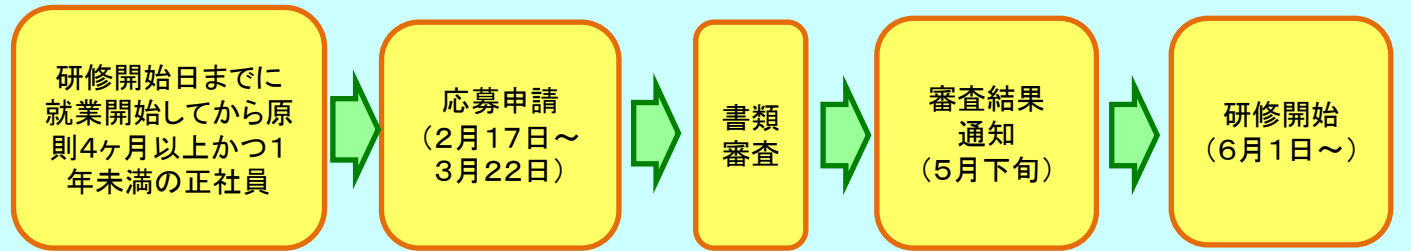
【助成期間】最長24ヵ月（新法人設立支援タイプは最長48ヶ月）

募集期間	研修期間	正社員採用
2021年2月17日 ～2021年3月22日	2021年6月1日 ～2023年5月31日	2020年6月1日 ～2021年2月1日

（参考）2021年度 農の雇用事業 今後の募集予定

募集回	募集期間	研修期間	正社員採用
2回	2021年5月～6月（予定）	2021年8月1日～2023年7月31日	2020年8月1日～2021年4月1日
3回	2021年7月～8月（予定）	2021年11月1日～2023年10月31日	2020年11月1日～2021年7月1日
4回	2021年10月～11月（予定）	2022年2月1日～2024年1月31日	2021年2月1日～2021年10月1日

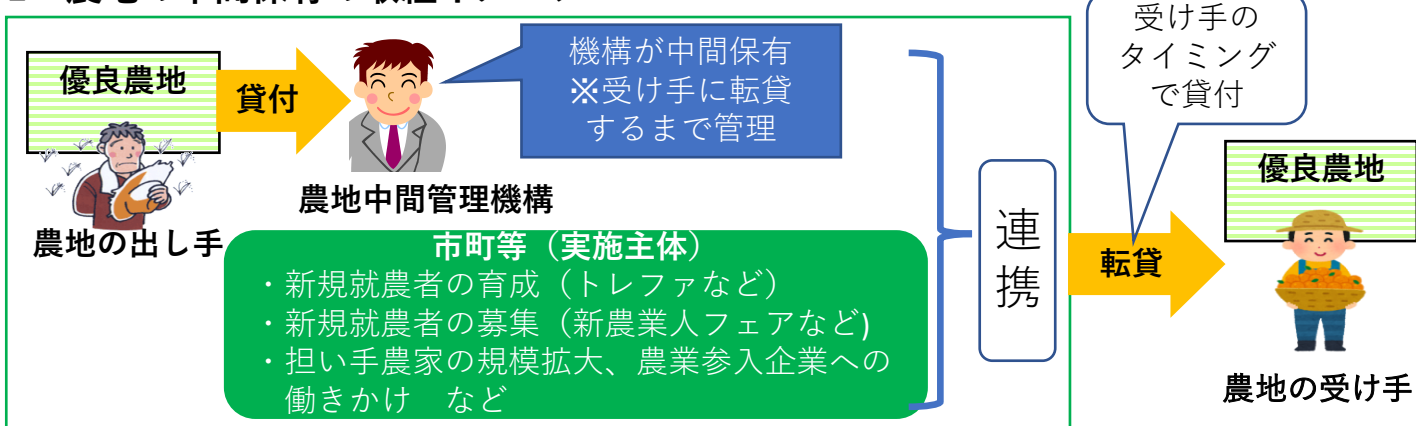
応募の流れについて



◆ 詳しい要領等のお問い合わせは農業会議へ
もしくは「農の雇用」で検索【<https://www.be-farmer.jp/nounokoyou/>】

6. 担い手確保・育成に向けた農地中間管理機構の活用について ～市町等の施策と連携した農地の中間保有～

1 農地の中間保有の取組イメージ



2 メリット

[地域] 就農農地を事前確保しているため、新規就農者等の受け手の誘致が行いやすい。

[受け手] 自ら農地を探す必要がない。また就農準備期間を設けることができるなど、自分の営農開始のタイミングで農地を借りることが可能。

[出し手] 中間保有期間は、管理が行われるため、耕作放棄地となることがない。
中間保有の期間中、賃料は機構から支払われる。

3 実施の要件

- (1) 当該農地の区域が、農地中間管理事業の重点実施区域に指定されていること。
- (2) 中間保有する農地の受け手の確保を行う者（実施主体）及び確保に向けた具体的な取組が明確にされていること
- (3) 中間保有中の農地の保全管理を行う者（実施主体と異なる場合も含む）及び管理方法等が明確になっていること
- (4) 一連の取組について、市町がしっかりと関与していること。

4 市町と連携した農地の中間保有の事例

- ① 大町町
【施設園芸団地（キュウリ等）の設置】



令和2年6月1日から中間保有。（1.3ha）
現在、農地耕作条件改善事業で基盤整備中。
（R3.2.12現在）

- ② 白石町 【トレーニングファーム研修生（イチゴ）の就農地確保】



令和2年6月1日から中間保有。（1.3ha）
現在、施設建設中で令和3年4月1日転貸予定。
（R3.2.12現在）

公益社団法人 佐賀県農業公社（農地中間管理機構）

本所：0952-20-1590 唐津駐在所：0955-58-9070 鹿島駐在所：0954-69-1600

7. 農業者年金の加入推進について

◆ 加入者の声を集めました ◆

(全国農業新聞掲載記事より抜粋)

就農1年目で不安があったが、保険料の国庫補助にメリットを感じ、迷うことなく加入。支払った分は老後自分に返ってくるうえに、節税対策になるので加入した方がいいと思う。
(M・Tさん 30歳で加入)

農業は収入が安定しない職業であり、将来の貯蓄になると考えて加入。保険料が自動的に引き落としになるので財布の中身も気にならない。(K・Mさん 38歳で加入)

自営業には厚生年金の制度がないため将来への不安を抱いていた。農業者年金は節税と老後生活のための積立の一石二鳥。将来的に子ども達にも迷惑を掛けたくないので、この制度はとても重要だ。(T・Tさん 31歳で加入)

農業者年金に入るメリットはあっても、入らないメリットは何もない。農業者年金は資産運用の一つになる。経営が苦しくなれば保険料を下げればいいし、余裕があれば増やせばいい。他の個人年金と比べて節税効果の高さも魅力。(T・Iさん 35歳で加入)

貯金は使うと無くなってしまいうけど、年金はずっともらえるから安心。子ども達が大きくなればお金が掛かる。子ども達の将来のためにも、農業者年金で安定した生活を送りたい。
(K・Nさん 35歳で加入)

50歳を過ぎ、加入期間が短くても始められる。老後を意識したときに始めるのでも遅くはない。(S・Oさん 53歳で加入)

令和2年度農業者年金新規加入状況

(単位：人)

市町名	R2年度 目標	4月～1月 加入者数	達成率	残り 確保数	市町名	R2年度 目標	4月～1月 加入者数	達成率	残り 確保数
佐賀市	10	13	130%	☆達成	吉野ヶ里町	1	1	100%	☆達成
唐津市	13	16	123%	☆達成	基山町	1	0	0%	1
鳥栖市	1	0	0%	1	上峰町	1	0	0%	1
多久市	1	0	0%	1	みやき町	1	1	100%	☆達成
伊万里市	7	2	29%	5	玄海町	2	3	150%	☆達成
武雄市	1	1	100%	☆達成	有田町	1	1	100%	☆達成
鹿島市	6	2	33%	4	大町町	1	1	100%	☆達成
小城市	3	2	67%	1	江北町	1	0	0%	1
嬉野市	6	2	33%	4	白石町	8	7	88%	1
神埼市	3	1	33%	2	太良町	5	0	0%	5
県全体					73	53	73%	20	

8.全国農業新聞の普及推進について

◎3月時点の全国農業新聞購読状況

	市 町	部数	目標	必要部数		市 町	部数	目標	必要部数
1	佐賀市	197	222	25	11	吉野ヶ里町	40	46	6
2	唐津市	124	159	35	12	基山町	26	25	-1
3	鳥栖市	44	56	12	13	上峰町	17	20	3
4	多久市	59	59	0	14	みやき町	51	38	-13
5	伊万里市	76	86	10	15	玄海町	31	33	2
6	武雄市	74	94	20	16	有田町	42	49	7
7	鹿島市	72	81	9	17	大町町	22	24	2
8	小城市	62	84	22	18	江北町	45	55	10
9	嬉野市	61	75	14	19	白石町	57	70	13
10	神埼市	69	84	15	20	太良町	41	50	9
						農業会議	98		
						合計	1,308	1,500	192

★紙面の内容★

- 1週間の農政ニュース ● 農政や技術の解説 ● 地域活性化に関する事例紹介 ● 週替わりのコラム
- 経営管理、労務管理、農産物販売促進、農村女性活躍Q&A ● 農業委員会の特徴的、先進的活動
- 鳥獣害対策 ● 農地の法律相談 ● 地方ごとの農業委員会活動、頑張る農業者の記事、イベント情報

農業委員・推進委員555名中479名が購読中（86%）
委員購読率100%の皆購読委員会が12市町、80%以上が5市町です！！

◎全国農業図書の紹介



【改訂4版】新・よくわかる農地の法律手続き 税込2,200円



令和3年度 経営所得安定対策と米政策 税込110円



全員が発言する座談会が未来の地域（集落）をつくる 税込900円

★佐賀の事例掲載★

刊行一覧はこちらから⇒

<https://www.nca.or.jp/tosho/>

情報活動の意義と役割ー
農地利用の最適化は、情報提供活動から

農業委員会法第6条3項には、農業委員会の情報提供活動が明記されていますので、「全国農業新聞」を活用して農業委員会業務と農業の動きを情報提供していきましょう。

平成28年の農委法改正の最重点に位置付けられた農地利用最適化業務は、各地の先進的・特徴的な取り組みに学び、国等の施策を正確に農業の現場に浸透させることが必要不可欠です。

「『情報提供活動』無くして『農地利用の最適化』無し！」を合言葉に、全国農業新聞・全国農業図書を情報提供活動の最有力ツールに位置付け、農地利用の最適化達成を目指しましょう。

9. 常設審議委員会結果（令和3年1・2月）

農地法第4条及び第5条の規定により県農業委員会ネットワーク機構(佐賀県農業会議)に意見を求められた案件について、常設審議委員会において審議されました。

第58回、第59回の件数及び面積については、以下のとおりです。

<農地法関係処理状況>

○審議件数

第58回	1月15日	第4条	2
		第5条	9
第59回	2月15日	第4条	1
		第4条・第5条	1
		第5条	5

○田畑別件数及び面積(m²)

※田・畑の混合案件があるため、件数の計が一致しない。

回数	開催日	区分	田		畑		計	
			件数	面積	件数	面積	件数	面積
第58回	1月15日	第4条	0	-	2	20,138	2	20,138
		第5条	7	101,737	5	11,634	9	113,371
第59回	2月15日	第4条	1	3,922	0	-	1	3,922
		第4条・第5条	0	-	1	4,624	1	4,624
		第5条	3	29,112	4	9,144	1	38,257

10. 今後の行事予定

月	日	時間	場所	内容
3	11	13:30	—（オンライン配信）	令和2年度女性の農業委員会活動推進シンポジウム
	12	14:00	四季彩ホテル千代田館	農業経営人材育成セミナー（県担い手協議会主催）
	15	13:30	佐賀総合庁舎	第60回常設審議委員会
	24	13:30	佐賀総合庁舎	理事会
4	14	10:30	グランデはがくれ	農業委員会事務局長会議・新任職員研修会
	15	13:30	佐賀総合庁舎	第61回常設審議委員会
5	25	13:30	—（オンライン配信）	全国農業委員会会長大会

